

紛争処理パネル裁定 AGFA-Gevaert N.V. v. Tokita Yoshiteru, Cresfort, Inc. 事件番号 D2024-3185

1. 紛争当事者

申立人は、AGFA-Gevaert N.V.であり、その住所地はベルギーである。申立人の代理人は、Novagraaf Belgium NV/SA であり、その住所地はベルギーである。

被申立人は、Tokita Yoshiteru, Cresfort, Inc.であり、その住所地は日本である。

2. ドメイン名および登録機関

紛争の対象であるドメイン名：<agfapitman.com>.

本件ドメイン名の登録機関：GMO Internet, Inc. d/b/a Discount-Domain.com and Onamae.com.

3. 手続の経過

本件申立書は、2024年8月2日にWIPO 仲裁調停センター（以下「センター」）へ提出された。センターは2024年8月5日にメールにより本件ドメイン名の登録確認を登録機関 GMO Internet, Inc. d/b/a Discount-Domain.com and Onamae.com に要請した。2024年8月7日に GMO Internet, Inc. d/b/a Discount-Domain.com and Onamae.com はメールによりセンターへ登録確認の返答をし、申立書に記載された被申立人（Whois Privacy Protection Service by onamae.com）および連絡先細目と異なる情報を当該ドメイン名の登録者として公開した。センターは申立人へ2024年8月14日に登録機関により公開されたドメイン名登録者および連絡先細目を通知した。それに伴い、申立人は申立書を訂正できると案内された。申立人は補正された申立書を2024年8月19日にセンターへ提出した。申立書は英語によるものであった。

2024年8月14日に、センターは議事録の言語について両当事者に英語と日本語で連絡を送り、本件ドメイン名の登録契約の言語は日本語である旨伝えた。2024年8月19日に、申立人は、英語を手続言語にすることを求めた。同日、被申立人は日本語を手続言語にすることを求めた。

センターは申立書および補正書が統一ドメイン名紛争処理方針（以下「処理方針」）、統一ドメイン名紛争処理方針手続規則（以下、「手続規則」）およびWIPO 統一ドメイン名紛争処理方針補則（以下「補則」）における方式要件を充足していることを確認した。

手続規則第2条および第4条に従い、センターは本件申立てを被申立人に通知し、2024年8月23日に紛争処理手続が開始された。手続規則第5条に従い、答弁書の提出期限は2024年9月12日とされた。被申立人は、いずれも日本語で、2024年9月9日にセンターへ電子メールで連絡を行い、2024年9月11日に回答書をセンターに提出した。被申立人は、2024年9月9日の電子メールにおいても、また2024年9月11日の回答書においても、手続言語を日本語とすることを求めた。

センターは、道垣内正人(Masato Dogauchi)を単独のパネリストとして本件について2024年9月30日に指名した。紛争処理パネル(以下「本パネル」)は、同パネルが正当に構成されたことを確認した。手続規則第7条の要請に従い、紛争処理パネルはセンターへ承諾書および公平と独立に関する宣言を提出した。

2024年10月4日、本パネルは管理パネル手続命令を発行し、2024年10月14日を提出期限として、日本語に翻訳された申立書の提出を求めた。申立人は2024年10月8日に日本語に翻訳された申立書を提出した。他方、上記の管理パネル手続命令において、2024年10月24日までに被申立人は回答書を提出することができるとされたが、被申立人は回答書を提出しなかった。

4. 背景となる事実

申立人は、写真分野、医療用画像処理および医療用ソフトウェア分野で世界的なビジネスを展開しているベルギー法人である。

申立人は、少なくとも以下のAGFA又はこの語を含むの商標を有している。

- 欧州連合商標：003353463、2005年1月24日登録;
- 欧州連合商標：008133167、2010年2月17日登録;
- 国際商標：621951、1994年6月17日登録(日本国指定)。

また、申立人は、<agfa.com>をはじめ、AGFAの語を含む多くのドメイン名を有している。

本件ドメイン名は2020年11月14日に登録機関に登録され、その登録契約の言語は日本語であった。本件ドメイン名により表示される画面には、自動車の査定に関する情報が記載されている。

5. 当事者の主張

A. 申立人

申立人は、上記の通り、英語を手続言語とすることを求めるとともに、本案について、処理方針が本件ドメイン名の移転のために要求する3つの要件のすべてを満たしていると主張している。

B. 被申立人

被申立人は、上記の通り、日本語を手続言語とすることを求めるとともに、本案について、2024年9月11日に提出した電子メールでの回答において、(a) 本件ドメイン名により表示される画面の言語情報は日本語で記載されているので、日本で登録されている商標を調査したところ、「agfapitman」という商標は登録されていないこと、(b) 「agfa」という語が含まれているだけであれば、そのような商標は複数存在すること、(c) 「pitman」という語については、この語だけの商標は存在せず、この語を含む商標はあるが、申立人はその商標の所有者ではないこと、(d) 本件ドメイン名により表示される画面では、自動車の売却に関連した査定についての情報を提供しており、申立人の商品等を検索する消費者に向けて何らかのビジネスをしているわけではないこと、以上の主張をしている。

他方、2024年10月4日に本パネルが発出した上記の管理パネル手続命令に応じて、申立人は2024年10月8日に日本語に翻訳された申立書を提出したが、被申立人は2024年10月24日の期限までに新たな回答書を提出していない。

6. 審理および事実認定

6.1. 手続言語

手続規則第 11 条(a)項によれば、手続言語は、原則として、紛争の対象であるドメイン名の登録契約の言語とする旨定められているところ、本件ドメイン名の登録契約は日本語で作成されている。確かに、同規定によれば、パネルには具体的な紛争に係る事情を勘案して異なる言語を手続言語とすることができるかとされており、本件では申立人は手続言語を英語とする旨求めている。しかし、被申立人は原則通り日本語を手続言語とする旨求めている。

本パネルは、2024 年 10 月 4 日に申立人に対して申立書の日本語翻訳を提出するように求める上記の管理パネル手続命令を発出し、これに応じて申立人はその日本語翻訳を提出した。しかし、被申立人は新たな回答書を提出しなかった。

以上のことから、本件における手続言語は原則の通り日本語とする。

6.2. 本案

処理方針第 4 段(a)項によれば、申立人は以下の 3 つの要件のすべてを立証しなければならない。

「(i) あなたのドメイン名が、申立人が権利を有する商標または役務商標（サービスマーク）と、同一または混同を引き起こすほどに類似しており； かつ

(ii) あなたが、そのドメイン名についての権利または正当な利益を有しておらず； かつ

(iii) あなたのドメイン名が悪意で、登録かつ使用されていること。」

A. 同一または混同を引き起こすほどに類似していること

被申立人が主張する通り(5.B(a))、申立人は AGFAPITMAN という商標を有してはいないので、本件ドメイン名が申立人の商標と同一であるわけではない。しかし、混同を引き起こすほどに類似しているかどうかについてはさらに検討する必要がある。

混同を引き起こすほどの類似性のテストは、申立人の商標と本件ドメイン名とを合理的かつ直接的な比較によって判断されるべきである。WIPO Overview of WIPO Panel Views on Selected UDRP Questions, Third Edition ([“WIPO Overview 3.0”](#)), section 1.7 参照。

4 記載の通り、申立人は AGFA の商標を、被申立人の住所がある日本を含む複数国で正当に所有している。

本件ドメイン名は、申立人の AGFA の商標と同一の文言を完全に含んでいる。「pitman」という文字は本件ドメイン名の中に含まれる申立人の商標を認識することを何ら妨げるものではない。[WIPO Overview 3.0, section 1.8](#) 参照。また、「.com」という gTLD(一般トップレベルドメイン)は、混同を引き起こすほどの類似性の要件の判断においては無視してよいものである。[WIPO Overview 3.0, section 1.11.1](#) 参照。

被申立人は、PITMAN という語については、日本には、この語だけの商標は存在せず、他方、この語を含む商標はあるが、申立人はその商標の所有者ではない旨主張しているが(5.B(c))、そのことは、本件ドメイン名が申立人の AGFA の商標と同一の文言を完全に含んでおり、申立人の商標と混同を引き起こすほど類似しているとの上記判断を覆すものではない。

したがって、本紛争処理パネルは、本件ドメイン名は申立人が有する商標と混同を引き起こすほど類似しており、処理方針第 4 段(a)項(i)の要件は具備されていると判断する。

B. 権利または正当な利益を有していないこと

申立人は、申立人と被申立人とが何らの関係性もなく、また、被申立人に AGFA の商標の使用許諾をしていない旨主張している。処理方針によれば、すべての要件の証明責任は申立人にあるが、被申立人はこの点に関する申立人の主張に対して反論しておらず、かつ、申立人の主張に不自然なところはないことから、被申立人が権利または正当な利益を有していないことを申立人は反証不能なほどに立証されていると判断する。[WIPO Overview 3.0, section 2.1](#) 参照。

なお、被申立人は日本では本件紛争外の第三者が AGFA という語を含む商標や PITMAN に類似した商標を保有している旨主張しているが (5.B(b) and (c))、被申立人が AGFA、PITMAN または AGFAPITMAN という語の商標を保有していることを示す証拠は提出されていない。また、被申立人が AGFAPITMAN という名称で一般に認識されていることを示す証拠も、本件ドメイン名が物品またはサービスを善意で提供するために使用されていることを示す証拠も提出されていない。

したがって、本紛争処理パネルは、被申立人は本件ドメイン名についての権利または正当な利益を有しているとは言えず、処理方針第 4 段(a)項(ii)の要件は具備されていると判断する。

C. ドメイン名が悪意で、登録かつ使用されていること

申立人は、多くの AGFA という語を含む商標を有しており、本件ドメイン名が登録された 2020 年 11 月 14 日の時点で、社名の一部である AGFA という名称は著名であったと主張している。被申立人はこの点について何ら反論をしておらず、かつ、申立人の主張に不自然なところはないことから、本紛争処理パネルは、申立人の主張をその通り認める。したがって、被申立人は、本件ドメイン名の登録時に申立人の商標を知らなかったか、または知るべきであったとは言えないという蓋然性はほぼないといってよいと判断する。[WIPO Overview 3.0, section 3.2.2](#) 参照。

他方、被申立人は本件ドメイン名を用いて自動車の売却に係る査定についての情報を提供しており、申立人の商品等を検索する消費者に向けて何らかのビジネスをしているわけではない旨主張している(5.B(d))。しかし、AGFA という語が著名であり、AGFA という語に付加されている PITMAN という語は申立人の関連会社を買収した会社の名称であるところ、被申立人は本件ドメイン名において“agfapitman”という語を選択した理由を何ら説明していない。これらのことから、本紛争処理パネルは、被申立人が申立人およびその商標を認識して本件ドメイン名を登録したことが十分に窺われる。

したがって、本件ドメイン名の文字構成は申立人および申立人の AGFA 商標が著名であることを明らかに狙っていることに鑑みると、本件紛争処理パネルは、申立人の商標と混同を引き起こすほど類似している本件ドメイン名を使用して、自動車の査定に関するサービスに関するウェブサイトインターネット利用者を意図的に誘導しようとすることは、何らかの商業上の利益を得ることができるかもしれないという動機によるものであり、悪意によるものであると判断する。

したがって、本紛争処理パネルは、本件ドメイン名は悪意で、登録かつ使用されており、処理方針第 4 段(a)項(iii)の要件は具備されていると判断する。

7. 裁定

以上の理由により、処理方針第 4 条(i)項および手続規則第 1 5 条に従い、紛争処理パネルは本件ドメイン名 <agfapitman.com>を申立人へ移転することを命じる。

/Masato Dogauchi/
Masato Dogauchi

パネリスト

日付：2024 年 10 月 30 日